

11月1日現在

の策だ。なまに先づやらないで、先づ補助を行なうことゝされては、以上農業振興地域整備法らましについて説明しました。紙面の都合で説明不足でありすが、遠からずの機会に補たいと考えています。

●不在者投票

投票日に、どうしても仕用事のため、又は病氣のため投票所に行かれない人は、十日から二十四日まで不在者ができますから、投票した役場へ印かんを持ってきた。

市	中	中	十谷	沢	内	名	侯	住	聖	地	羽毛	米寺	溝	聖
ドラム	柳秋の貌もて積まれ	どんよりと見へぬ苗場の湯	幸延べて紅葉見る間の目の	し	憂へる天何か流るるものが	かまつかに立つ心身を傷に	れ	時雨さゝやく曰菊が首うな	て	捨てられた案な子を吹くや	風	何をする暇はなければと菊海	新冷に鯉の味増す吟行会	峰に立ち見下ろす谷の水も
	春		お					海				芒		

愛へる天何か疏るるものが	お	し	数	中	中	市	町	日	町	沢	魚	之内
ドラム・オーケストラの貌もて種まね	春	湯	どんよりと見へぬ苗場の湯	数	中	中	市	町	日	沢	魚	之内
辛延べて紅葉見る間の目の	お	し	数	中	中	市	町	日	沢	魚	之内	

以上の農業振興地域整備法に基づき、
紙面の都合で説明不足でありま
すが、遠からずの機会に補
たいと考えています。

午 午 投票所に行かない人は、十日から二十四日まで不在者扱いができますから、投票したては役場へ印かんを持ってきて下さい。

